

第 5 章 Q & A

第1 就学について

Q 1 家族全員が居所不明となり、5月1日現在、A学校にこない児童生徒Bは学校の在籍者としてよいか。

また、転入学の手続きをしない児童生徒Cに対して、学齢簿及び指導要録を作成しD学校の在籍者としてよいか。

A 1年以上居所不明者でないかぎり指導要録を作成しているA学校の在籍者となる。

また、転入学の手続きをしない児童生徒Cについては、昭和42年10月の文部省初等中等教育局長通達において、住民基本台帳に記載されていない者であっても、当該市町村に住所を有する者であれば、この者についても学齢簿を編製する旨の指導があった。当該児童生徒Cを学齢簿に記載し、学齢簿に基づき速やかにその保護者に対して入学期日及び学校の指定について通知した上で、当該学校（D学校）に在学させ、指導要録を作成することになる。

Q 2 A市に住所がある児童が「区域外就学」でB市の学校に在籍している。この児童が児童自立支援施設に入所することになった。区域外就学の手続き及び県教育委員会への就学義務猶予報告書の提出はどの教育委員会で行うのか。

A まず、区域外就学解除の手続きをする。その後、A市教育委員会から県教育委員会へ就学義務猶予報告書を提出する。

【猶予】 一定期間延期すること

【免除】 就学義務そのものを免除すること

この場合は、児童自立支援施設へ一定期間入所し、学校に復帰することが前提での入所のため、「就学義務猶予」の報告となる。

Q 3 中学校1年生Aは、不登校でほとんど出席していないが、現在の公立中学校では4月から2年生に進級させる予定である。この生徒Aが、私立の中学校に転入学することになったが、その中学校では再び1学年に入学させたいとしている。両親、本人も同じ意向であるが、1学年を2回履修させることに問題はないか。

A 小・中学校では、学年制が採用されている。学年制とは、学年という期間の単位で当該学年の教科・科目全体の履修と習得の状況を評価して、その履修を認め、上位の学年における課程の学習に進ませる制度をいうものである。

各学年の課程の修了（進級）の認定は、児童生徒の平素の成績を評価して行うこととされており、その認定権者は校長であると解される。

この場合、公立学校の校長によって2学年への進級が認められるので、学年制の制度から、同じ学年を2回繰り返して履修することはあり得ない。

したがって、受け入れる私立中学校では2学年に入学させることになる。

Q 4 特別な事情（DV）による区域外就学の場合の留意点について教えてほしい。

A 受け入れ側の市町村教育委員会は学齢簿を編製し、就学手続きをとるが、学校名や居住地等の情報が配偶者（加害者）に伝わるのが懸念される場合があることから、配偶者から暴力を受けている被害者の子どもの就学であることを関係者間で共有するとともに、転学先や居住地等の情報を知り得る者については必要最小限の範囲に制限するなど、情報の厳重な管理について特に配慮する必要がある。また、情報を特に厳重に管理した上で、転出元の学校から転学先の学校へ児童生徒の指導要録の写し等を送付する。

第2 評価について

Q 5 今回の学習評価の主な改善点は何か。

A 学習評価の主な改善点として、
○ 各教科等の目標及び内容を資質・能力の三つの柱で再整理した新学習指導要領の下での指導と評価の一体化を推進する観点から、観点別学習状況の評価の観点についても、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理して示す。
○ 「主体的に学習に取り組む態度」については、各教科等の観点の趣旨に照らし、知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組の中で、自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価する。
○ 観点別学習状況の評価と評定の双方の特長を踏まえつつ、その後の指導の改善等を図ることが重要であることを明確にする。
などの改善を図った。

Q 6 各教科等の評価の観点は設置者が設定することでよいか。

A 「平成29・30年改訂の学習指導要領下における学習評価に関するQ&A」（文部科学省）では、「各教科等の目標及び内容を『知識及び技能』『思考力、判断力、表現力等』『学びに向かう力、人間性等』の資質・能力の三つの柱で再整理した新学習指導要領の下での指導と評価の一体化を推進する観点から、観点別学習状況の評価の観点についても、これらの資質・能力に関わる『知識・技能』『思考・判断・表現』『主体的に学習に取り組む態度』の3観点に整理して示し、設置者において、これに基づく適切な観点を設定することとしたこと。」と示している。そのため、設置者においては、評価の観点に関する考え方を十分理解し、改善等通知に示した各教科等の観点や観定の趣旨を参考にしながら、設置者において十分な検討を行った上で、観点を設定することが重要である。

Q 7 年に2、3日程度しか出席しなかった不登校児童生徒の観点別学習状況及び評定の欄の評価、評定はどうすればよいか。

- A 1 可能な限り評定を記入する。
- 指導要録は、「児童生徒の学籍並びに指導過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等のために役立たせるための原簿」となることを踏まえると、可能な限り資料に基づいた評価、評定を記入することが望ましい。
 - 所見の欄に評定の内容等を記述しておく。
- A 2 評定が不可能な場合は、その旨を記入する。
- 評価、評定の欄は空白とせず、「評定不能」「評価できず」「評価せず」等の表記をする。
 - 蓄積したデータがなく、評価、評定することが困難な場合であること。
 - 対外的に説明できるような理由の記載が必要であること。
 - 所見の欄にその事由等を記述しておくこと。
 - 学習状況に関して把握した事柄があれば、所見の欄に記入しておくこと。
- A 3 その他
- 市町村教育委員会の指導を受けて記入すること。
 - 進級、卒業判定にもかかわってくることも考慮し、校長の指導を受け校内の共通理解を図ること。
 - 通知票の記入に当たっては、保護者の了解を得るように努めること。

第3 指導要録の取扱いについて

Q 8 A小学校開校に伴い廃校となるB小学校の児童と、一部学区の変更により転校してA学校に入学するC小学校児童の指導要録の取扱いはどうなるか。

- A 1 【B小学校の児童の場合】
- 卒業生の分も含めて、すべての指導要録の原本をA小学校に移動する。
 - 「学校名及び所在地」の欄に「学校統合による校名及び所在地変更（令和〇〇年〇〇月〇〇日）」と記入する。
- A 2 【C小学校の児童の場合】
- 転校の手続きと同じ。指導要録原本はC小学校に残す。
 - 「転学・退学等」の欄に「学区変更による転校（令和〇〇年〇〇月〇〇日）」と記入する。

Q 9 A 警察署から捜査のため卒業生の指導要録の写しを送付してほしいと依頼されたとき、どう対処すればよいか。

A 刑事訴訟法第197条第2項により、警察の照会事項については報告すべきであるが、指導要録の写しを付することは望ましくない。照会事項に対して必要な部分のみを、十分教育的配慮を加えた上で、校長名で回答する。

※ 刑事訴訟法第197条（捜査に必要な取調）

- ① 捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定めのある場合でなければこれを行うことができない。
- ② 捜査については、公務所または公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

Q 10 平成31年3月29日付け文部科学省初等中等教育局長「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」の「II 指導に関する記録」の「8 総合所見及び指導上参考となる諸事項」に、「・・・児童の成長の状況を総合的にとらえるため、以下の事項等を文章で箇条書き等により端的に記述すること。」として「④・・・学力について標準化された検査の結果等指導上参考となる諸事項」とある。全国学力・学習状況調査は、標準化された検査の結果等指導上参考となる諸事項に該当するか。

A 全国学力・学習状況調査の結果は、偏差値等、標準化された結果ではないので、記載しない。（文部科学省回答）
補助簿により引き継ぎ、指導に生かす等、各学校において取扱いや活用について検討する。

Q 11 中学校卒業生の指導要録を進学先に送付しなければならない（学校教育法施行規則第24条第2項）が、進学範囲をどこまでと考えればよいか。（専修学校等の場合など）

A 中学校卒業後の「進学」の判断としては、福島県教育委員会実施の「卒業後の進路状況調査」の際の「記入の手引き」の2ページに卒業者の分類が掲載されている。それによると、「A 進学者」とは、

- 高等学校本科、別科に進学した者
- 中等教育学校後期課程本科、別科に進学した者
- 高等専門学校に進学した者
- 特別支援学校高等部本科、別科に進学した者

さらに、以下の者も進学者に含めている。

- 上記学校に進学しながら就職もしている者
- 自衛隊少年工科校に進み、高等学校の通信教育を受けている者
- 上記学校に通いながら専修学校に入学している者

以上の範囲を「進学」と判断できる。

第4 保護者について

Q 1 2 生徒の父親が外国に単身赴任した。指導要録には、従来より父親が保護者として記載されていたので、住所欄を父親の外国の住所にすべきか、あるいは保護者名を子どもと同居している母親にすべきか。

A 学齢簿に記入されている父親が保護者となるわけであるが、実質的には母親が親権を行使していると考えられる。したがって、学齢簿の訂正を確認してから、母親へ変更し、母親の氏名、住所を記入する。

- 保護者の欄については、原則として、学齢簿の記載に基づき記入すること。
- 学校が子どもから連絡を受けて住所等の変更を知った場合には、教育委員会と連絡を取り、学齢簿の変更を確認してから記録する必要がある。
- 保護者の欄には、法律上の保護者を記入する。保護者とは学校教育法第16条にいう児童生徒に対して親権を行う者であって、親権を行う者がいないときは、未成年後見人をいう。したがって、父母と離れて祖母の家から通っている場合でも、保護者は祖母ではなく、親権者たる父母になる。

第5 出席・欠席について

Q 1 3 中学校3年の生徒が、将来「力士」を目指すため、2月15日から「相撲部屋」に入って検査等を受ける。卒業式には登校する予定であるが、その間の出席簿及び指導要録への記載はどうするか。

A 本事例の場合、この生徒は就職試験を受けると解することができる。そのため、校長が認めた日数は「出席停止・忌引等の日数」に相当する。出席簿及び指導要録もその記載に当たっては、校長の指示を受けて対応する。

なお、この場合、期間が長期に及んでいるので、校長は当該相撲部屋と十分な連絡を取り、慎重に対応する必要がある。

Q 1 4 社会教育関係団体等の行事に参加するときの、児童生徒の出欠扱いはどうなるのか。

A 1 学校が計画し、全員が参加する場合は、社会教育関係団体の行事であっても、校長が教育的価値から参加を計画しているのだから出席とするのが望ましい。

A 2 学校に一度登校した後行事に参加する場合は、登校したので出席扱いにすることが望ましい。早退か否かについては校長の判断による。

A 3 一部の児童生徒のみの参加で、学校が計画した行事でない場合は、出席停止・忌引等で扱い、出席・欠席のどちらにも入れないことが望ましい。

Q 1 5 不登校で教育センター等に教育相談に行ったときの出欠はどうなるのか。

A この場合は、事故欠とすることが望ましい。

Q 1 6 父母の祭日については、その法的根拠を踏まえ、どう扱ったらよいか。

A 忌引きについては明記されているが、父母の祭日については何ら記されておらず、法的根拠もないので、事故欠扱いとすることが望ましい。

Q 1 7 これまで不登校であった児童が、フリースクールに通うことを希望している。出席としてよいか。または、ICT等を活用して学習し、出席扱いにさせたいがどうか。

A 令和元年10月25日付け文部科学省初等中等教育局長「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」の（別記1）「2 出席扱い等の要件」において、「保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。」「民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうか、校長が設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものである。」等、4つの要件が示されている。

また、（別記2）には、ICT等を活用した学習活動を行った場合の7つの要件が示されている。

要件にあわせて、校長が設置者である教育委員会と十分な協議の上、判断することが望ましい。

第6 外国人子女について

Q 1 8 生徒名は、指導要録及び調査書にどのように記載したらよいか。

A 編入した際には、外国籍なので学齢簿は作成されていない。市町村では、外国人登録証明書を発行し、外国人登録原票を作成する。それに基づき、市町村教育委員会では保護者、該当する学校へ編入の通知をするので、その編入通知の内容に基づき、学校では指導要録に正確に記入する。また、高等学校進学のための調査書についても、同様である。

Q 1 9 評定はどのようにするのか。また、高等学校進学のための調査書については、記入に際して、どのような点に留意すべきか。

A 日本人と同じく扱うことが原則である。したがって、他の子どもたちと同様に扱うべきであり、特定の子どものための記入は望ましくない。

事実をありのままに記入するのが指導要録であり、特に記入の必要なものについては、総合所見欄に記入すべきである。

高等学校進学のための調査書については、各県によって外国人子女への対応が異なるので、一概には言えない。（本県については、出願に当たり本県所定の調査書を提出することとなっている。）

Q 2 0 重国籍者（日本国籍以外にも外国籍をもつ者）の場合、就学義務はあるのか。

A 1 重国籍者であっても、日本の国籍を有する子女で学齢にある者については、その保護者は、義務教育を受けさせる義務を負う。

A 2 重国籍者の保護者から、就学義務の猶予又は免除の願い出があった場合には、重国籍者が将来外国の国籍を選択する可能性が強いと認められ、かつ、他に教育を受ける機会が確保されていると認められる等の事由があるときには、学校教育法第18条の規定により、保護者と十分協議の上、猶予又は免除を認めることができる。

Q 2 1 現在日本国籍が無く、日本語も全く話せないため、指導要録への評価の記載ができないでいるが、特別支援学級の様式で記載してよいのか。

A 普通学級で受け入れたのであれば、他の児童生徒と同様に扱うべきである。編入学に関しては当該学年に入れるが、一時的に言語教育のために下学年で教育するなど、本人に適した方法を考えることが重要である。

Q 2 2 12月に中国から編入し、当該学年である中学1年に在籍させたが、帰国をするなど、ほとんど登校せず、日本語も不自由であることから、保護者との協議で原級に留め置くこととなった。この場合、指導要録の取扱いはどうなるのか。

A 中学1年を2度繰り返すことから、指導要録は新しく作り直し、古いものと重ねて綴じ込んでおく。留め置き理由については、必要に応じて最小限にとどめ、将来、本人が不利にならないように留意すること。

※「総合所見及び指導上参考となる諸事項」及び「入学前の経歴」の欄の活用

Q 2 3 小学校5年の1学期まで日本の小学校に在籍していたが、母親が外国勤務のため現地の小学校に転入し、翌年の12月に卒業した。その後帰国し、2月から最寄りの小学校に転校させて中学校に入学させたいと考えている。

○ 外国の小学校の卒業は、日本の公立小学校の卒業として認められるか。

○ 6年生への正式な転入として取り扱うのか。

○ 事務的な処理はどうすればよいのか。

A 外国の小・中学校は学校教育法で規定している学校ではないため、外国の小学校を修了していても学校教育法でいう卒業認定にあたらぬ。したがって、本事例の場合、住所を変更した際に、就学義務が発生する。住民基本台帳に基づいて編製される学齢簿の取扱いがどのようになっているかを確認し、退学扱いになっている場合は、届け出により新たに学齢簿に記載され、住所がある学区の学校の年齢相当の学年に編入されることになる。卒業を認定するかどうかは、校長の判断に負うものである。

（文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課）

Q 2 4 外国人の児童が編入学を希望したので、教育委員会と校長が協議し、本人の学力、ことば等の実情により実際の学齢より1学年下の4年の特別支援学級に在籍させた。ところが、6年への進級を前にして、本人の学齢に合わせて中学校1年への進級を希望してきた。この場合、どう扱ったらよいか。

A 外国人の編入学については、年齢相当の学年（特殊な理由がない場合）とすべきである。その後、学力、ことば等の実情から必要があれば、一時的に下学年で学ばせることも可能である。

この事例のように、一旦、編入学させた場合は、以後、日本人の児童生徒と同様に取扱うこととなり、外国人であっても「飛び級」となるようなことはできない。さらに、学校教育法に則り、6学年の履修なくして、小学校修了とはならないので、中学校への進学はできない。

Q 2 5 外国から母は就労ビザで、子ども（15歳）は観光ビザで日本に来ている。子どもを就学させることができるか。

A 保護者がその子の就学を希望している場合は、外国人子女であっても就学を拒むことはできない。

したがって、市町村教育委員会が就学を認めれば、国籍を問わず編入学させることができる。

Q 2 6 学区内で、就学していない外国籍の児童生徒がいるという情報があった。就学させなければならないのか。

A 文部科学省のホームページには、「外国人の子どもには、我が国の義務教育への就学義務はないが、公立の義務教育諸学校への就学を希望する場合には、国際人権規約等も踏まえ、日本人児童生徒と同様に無償で受入れ。」
「教科書の無償配付及び就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障」とある。また、平成31年3月15日付け文部科学省総合教育政策局長「外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について（通知）」や、文部科学省総合教育政策局発行の「外国人児童生徒受け入れの手引き（改訂版）」には、積極的な受け入れについて書かれている。教育委員会や関係機関との協力のもと、受け入れのための体制を整えておくことが重要である。

第7 その他

Q 2 7 児童生徒の外国への留学についてはどのような扱いになるか。（サッカー留学など親が同伴しない場合）

A 1 取扱いについては、退学となる。後に、トラブルがないように親の考え方をしっかりと確認しておく。なお、復学の際は校長の判断で行ってよい。

A 2 義務教育諸学校においては、「留学」の取扱いはない。
○ 学校教育法に定めている「学校」は外国にはない。
○ 「日本人学校」は、在外教育施設の一つであり、学校教育法で定める「学校」ではない。

Q 2 8 学齡児童生徒をいわゆるインターナショナルスクールに通わせた場合、保護者は就学義務を履行したことになるか。

A いわゆるインターナショナルスクールについては、法令上特段の規定はない。一般的には主に英語により授業が行われ、外国人児童生徒を対象とする教育施設であると捉えられている。インターナショナルスクールの中には、学校教育法第1条に規定する学校（以下「一条校」）として認められたものもあるが、多くは学校教育法第134条に規定する各種学校として認められているか、又は無認可のものも存在している。

一方、学校教育法第17条第1項、第2項には、保護者は子を「小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」、「中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」に就学させると規定されている。よって、保護者が日本国籍を有する子を一条校として認められていないインターナショナルスクールに就学させたとしても、法律で規定された就学義務を履行したことにはならない。

このことを踏まえると、通常は一条校でないインターナショナルスクールの小学部を終えた者が中学校から一条校への入学を希望してきても認められないこととなる。インターナショナルスクールの中学部の途中で我が国の中学校へ編入学を希望する場合も同様である。

Q 2 9 卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合、指導要録の変更まで行う必要があるか。

A 「指導要録の記載については学齡簿の記載に基づき行いつつ、卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応すること」としており、指導要録の変更は想定していない。

「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」（平成28年4月）を参照。

Q 3 0 災害で指導要録等が水没してしまった。どうすればよいか。

A 汚れを取り除き、天日干しにして、なるべく原本保存に努める。できる限り判読できる状態にし、判読できないものは、通知表など担任等がもつ情報を基に、できる限りの再生を行う。

水没する可能性があるのであれば、保管場所を変えるなどの工夫も必要である。